

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No.16
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

「新型コロナ克服緊急応援金」のご案内

—1 事業所につき一律 10 万円受給できます—

鳥取県はガイドラインに基づき新型コロナウイルス感染症対策に取り組む事業所を応援する「新型コロナ克服緊急応援金」の制度を創設し、3月末まで受け付けています。このたび鳥取県中小企業団体中央会（県中央会）から医療機関も制度の対象になるとの確認が取れましたので、ご案内致します。

制度の概要

<給付対象者>

県内に事業所を設置し営業を継続している事業者で、以下のいずれかの要件を満たす方

- ・「新型コロナ対策認証事業所」の認証を受けた事業所であること。
- ・「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」の届出をし、かつ業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染対策を徹底して行っていること。

<給付額>

- 1 事業所につき一律 10 万円（複数店舗を経営する場合も事業所ごとに給付します。）
- ※鳥取県が実施する他のコロナ対策関係補助金を受給していても申請可能です。

手続きの方法

<申請書類>

申請書類の提出期限：令和3年3月31日（水）必着

- 1 支給申請書
 - 2 営業実態が分かる資料（前年度の確定申告書の写し等）
 - 3 複数店舗分の応援金を支給する場合は、各事業所の実態が分かる資料（営業許可証、ホームページ、電話帳等）
 - 4 各事業所の感染対策の状況を示した写真（施設内の換気、人と人との距離の確保の様子等）
 - 5 振込口座を確認できる資料（通帳の写し）
- ※ 2、5については、令和2年度に暮らしの安心推進課が実施する補助事業を利用し補助を受けた方で、既に提出済の書類で代用を希望する場合は提出不要



<申請方法・提出先>

郵送または電子申請（県庁、総合事務所への持参はご遠慮ください。）

（郵送の場合）〒680-8570 県庁暮らしの安心推進課 宛（所在地記載不要）

（電子申請の場合）県公式HP(とりネット)から「とっとり電子申請サービス」で申請

電子申請の手続きはこちらから →



<お問い合わせ先>

お問い合わせの際は「緊急応援金」とお伝えください

コロナに打ち克つ！経済対策予算ワンストップ相談窓口（鳥取県庁暮らしの安心推進課内(本庁舎7階)）

TEL0857-26-7159 FAX0857-26-8171

電子メール：kurashi-ouenkin@pref.tottori.lg.jp

とりネットURL：<https://www.pref.tottori.lg.jp/295618.htm>